**事務所便り**

都城市八幡町1－17

経営・労務管理　立山事務所

℡0986-21-1813 Fax0986-21-1812

**27**年**5月号**

**≪視点≫マイナンバー法施行に向けて　その２**

　　前回、マイナンバー法の簡単なご説明をいたしました通り、マイナンバー法の施行にあたって企業はその管理・運用にあたって責任を負い、慎重にその情報を扱わなければなりません。また、マイナンバーが通知されるのが今年の１０月からということで、早急にその取り扱いについていかなければなりません。今回は、前号に掲載した「マイナンバー法のポイント」として挙げた事項について詳しく見ていきたいと思います。

**本人確認の措置**

個人番号の提供を受けるときには、なりすまし等の被害を防ぐために、番号確認（提供された個人番号の確認）と身元確認（AさんがAさん本人であることの確認）が必須となります。ご本人さんの申告だけではなく、「本人確認措置」として以下の方法によって確認をしなければなりません。

①通知カードとその他の身分証明書

②個人番号カードの提出　　など

　　まず、番号確認ができるものとしては「通知カード」・「個人番号記載の住民票」などが必要となります。次に、身元確認ができるものとして運転免許証等を確認することで上記「番号確認と身元確認」を満たしたことになります。

　　なお、②の個人番号カードについては、氏名・住所・生年月日・性別などの基本情報とともに個人番号や顔写真が掲載され、厳格な本人確認を経た上で公示されるものであるから、本人確認措置として「個人番号カード」の提示のみで足りるものとしています。

　　なお、事業者が本人確認を行う場合には確実に従業員「本人」から本人の当該個人番号を受け取ることが必要であり、例外的に、従業員が扶養控除申告書に扶養の個人番号を記載して会社に提出すること場合には、扶養親族の本人確認については申告書を提出する従業員が行うことで足りるものとされています。

**目的外利用の禁止**

　　個人番号は、あらかじめ法律で規定した社会保障・税及び防災・災害対策分野での事務に限定し、「必要な限度で」のみ利用され、目的外の利用は原則的に禁止されています。（マイナンバー法９条）。

　　また、個人番号を利用する事務を行う事業者（マイナンバー法では「個人番号利用事務実施者」といいます）は、当該事務を処理するために「必要がある場合に限って」、本人に対して個人番号の提供を求めることができます（同法14条）。

　　このように、個人番号の利用範囲を厳格に限定した理由には、①多様な個人情報が個人番号に紐付けされて、不正に検索、蓄積される危険がある、②そのように集約された個人情報が外部に漏洩され、個人のプライバシーが危険にさらされるおそれがある――など番号制度に対する非常に強い懸念が指摘されていたことから、マイナンバー法では、個人番号の利用できる事務を法律により厳格に限定したという経緯があります。

**提供要求の制限**

　　個人番号が不正に提供されたり、不正にやり取りされると、個人番号を用いて個人情報の追跡や突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏洩するのではないかといった懸念が生じます。

　　そこで、マイナンバー法では、個人番号の記載がある「特定個人情報」が提供できる場合を限定列挙し、それ以外の場合には、「他人に個人番号の提供を求めてはならない」と規定されています。

　　ただし、同居の子どもや配偶者等の同一世帯の者の個人番号を求めることは限定的に許されます。したがって、マイナンバー法で認められた業務以外で、個人番号を受け取ってしまったような場合には、直ちに返却や廃棄等の対応が必要となります。

**特定個人情報の提供の制限**

　　マイナンバー法では「何人も」、マイナンバー法で限定的に認められてた場合を除き、「特定個人情報ほ提供をしてはならない」と規定されています（同法19条）。そこで、個人番号に関する事務を行うのに必要な場合以外には、仮に当該従業員の同意があったとしても、第三者に「特定個人情報」を提供してはならないこととなります。

　　この場合の「提供」とは、法的な人格を超えて特定個人情報を移動させることを意味し、同一法人内の移動は「提供」ではなく、「利用」にあたります。

　　例えば、同じ系列会社間で出向や転籍が行われる場合、これらの会社間で従業員の個人番号の情報を受け渡すことは社外への「提供」にあたるため、この情報の受け渡しは禁止され、改めて従業員本人から個人番号の提供を受けなければなりません。

**特定個人情報の収集・保管制限**

　　マイナンバー法では、「何人も」、マイナンバー法で認められた場合を除き、「特定個人情報を収集し、又は保管してはならない（同法20条）」

　　すなわち、個人番号を含む特定個人情報は、マイナンバー法で限定的に認められた事務を処理するために収集又は保管されるのであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り、特定個人情報を保管し続けることができるものと言えます。ただし、提供要求の制限と同様に、同居の子どもや配偶者等の同一世帯の者の個人番号を収集・保管することは例外的に許されています（同条括弧書き）。

　　また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間の保存が義務付けられていることから、少なくともその期間内は保管しておかなければなりません。

　　しかしながら、それらの事務を処理する必要がなくなり、かつ所管法令において定められた保存期間を経過した場合には、個人番号についてはできる限り速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

**個人番号の安全管理措置**

　　個人番号利用事務等を処理する者は、「個人番号の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な措置を講じなければならない」と規定されています（同法12条）。

　　特に、マイナンバー法では、1件でも個人番号を取り扱うのであれば、小規模事業者（現行の個人情報保護法に基づく安全管理体制の作成が義務付けられていない5000人以下の情報取り扱う事業者）においても、安全管理措置が義務付けられています。

　　ただし、この安全管理措置は、一律の措置が義務付けられているわけではなく、取り扱う特定個人情報の量、利用環境等に応じて「相応な措置」を講じることが求められています。

お問い合わせは当事務所まで！